

諮問第 8 8 号

川崎港港湾計画の軽易な変更について（案）

令和 7 年 1 0 月

川 崎 港 港 湾 管 理 者

港湾計画について

港湾計画とは

港湾計画は、港湾法第3条の3に規定されている法定計画であり、通常10年から15年程度の将来を目標年次として、その港湾の開発、利用及び保全の方針を明らかにするとともに、取扱可能貨物量などの能力、その能力に応じた港湾施設の規模及び配置などを定めるもの

川崎港港湾計画について

川崎港では2050年のカーボンニュートラル社会の実現や港湾におけるデジタル化の進展、物流の2024年問題等に対応するため、令和20年代前半を目標年次とし、令和6年11月に港湾計画を改訂した。

主な変更内容は以下のとおり（詳細は次ページ参照）

- 扇島地区の土地利用転換
- 東扇島外内貿ふ頭の再編
- 堀込部の土地利用計画の変更

川崎港港湾計画書の構成

I 港湾計画の方針

- 1 川崎港の現状と課題等
- 2 計画の基本方針

II 港湾の能力

III 港湾施設の規模及び配置

- 1 公共埠頭計画
- 2 危険物取扱施設計画
- 3 専用埠頭計画
- 4 水域施設計画
- 5 外郭施設計画
- 6 小型船だまり計画
- 7 臨港交通施設計画

IV 港湾の環境の整備及び保全

- 1 港湾環境整備施設計画

V 土地造成及び土地利用計画

- 1 土地造成計画
- 2 土地利用計画

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

- 1 効率的な運営を特に促進する区域
- 2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

VII その他重要事項

- 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設
- 2 大規模地震対策施設計画
- 3 港湾の再開発
 - (1)利用形態の見直しの検討が必要な区域
 - (2)その他の再開発の必要な区域
- 4 港湾施設の利用
 - (1)物資補給等のための施設
- 5 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項
 - (1)建設発生土の有効活用
 - (2)放置等禁止区域の指定

港湾計画図

川崎港港湾計画の概要

港湾計画の基本方針

【川崎港の位置づけ】 「経済社会の変化に適応した産業」や「豊かな生活」を支える、カーボンニュートラル社会の形成を先導し、持続的に発展する港

カーボンニュートラルな
社会の形成を先導する港

- ・カーボンニュートラルなエネルギー供給拠点の形成
- ・立地競争力のある産業地域や炭素循環型コンビナートの形成

強みをいかし高度なサプライ
チェーンを支える港

- ・コンテナ貨物取扱機能の強化
- ・RORO貨物取扱機能の強化
- ・ロジスティクス機能の強化

持続可能な生産・消費
活動を支える港

- ・循環資源等の取扱拠点の機能強化

誰もが働きたい・
訪れたい港

- ・快適に過ごせる環境の形成
- ・立地特性をいかした特別な体験ができる場の提供

災害等への備えが
充実している港

- ・災害や事故への備えの強化

主な港湾施設計画・土地利用計画の概要



港湾計画の変更手続きについて

- 港湾計画の変更手続きについては、港湾法に定められており、「港湾管理者が港湾計画を変更しようとするときは、**地方港湾審議会の意見を聴き**、その計画を**国土交通大臣に提出**(軽易な変更の場合を除く)することになっている。提出を受けた国土交通大臣は、**交通政策審議会の意見を聴く**とともに、提出された港湾計画の基本方針及び国土交通省令で定める基準との適合について確認し、不適当と認められる場合には、港湾管理者に変更すべきことを求めることができる。」とされている。
- 港湾管理者は**地方港湾審議会の意見を聴き**、国土交通省令で定める**軽易な変更**をしたときは、遅延なく、当該港湾計画を**国土交通大臣に送付**することとされている。

港湾計画の軽易な変更の基準

以下の変更**以外**の変更

- ・外国貿易船に係留する水深12m以上の係留施設
- ・内国貿易船に係留するコンテナ船、RO-RO船用の係留施設
- ・直轄工事対象係留施設の機能を確保するための水域施設

・面積20ha以上の港湾環境整備施設

・面積20ha以上の土地利用計画 など

⇒ **面積20ha未満の変更は軽易な変更**

川崎港港湾計画書の構成

I 港湾計画の方針

- 1 川崎港の現状と課題等
- 2 計画の基本方針

II 港湾の能力

III 港湾施設の規模及び配置

- 1 公共埠頭計画
- 2 危険物取扱施設計画
- 3 専用埠頭計画
- 4 水域施設計画
- 5 外郭施設計画
- 6 小型船だまり計画
- 7 臨港交通施設計画

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

V 土地造成及び土地利用計画

- 1 土地造成計画
- 2 土地利用計画

ご審議いただく箇所

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

- 1 効率的な運営を特に促進する区域
- 2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

VII その他重要事項

- 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設
- 2 大規模地震対策施設計画
- 3 港湾の再開発
(1)利用形態の見直しの検討が必要な区域
(2)その他の再開発の必要な区域
- 4 港湾施設の利用
(1)物資補給等のための施設
- 5 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項
(1)建設発生土の有効活用
(2)放置等禁止区域の指定

港湾計画図

⇒ 今回の変更については**20ha未満の変更**であることから「軽易な変更」として手続きを行う





臨港道路東扇島水江町線桁下の活用について

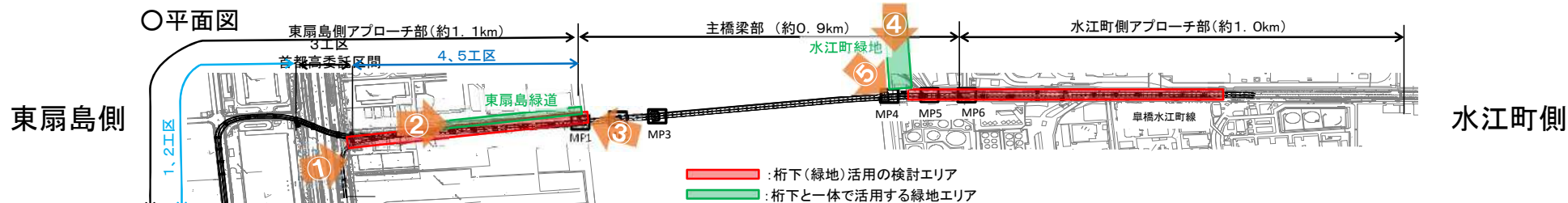


1. 背景

- 国の直轄事業である臨港道路東扇島水江町線は令和9年度の整備完了見込みである。
- 良好な港湾環境の形成を目的に、水江町線の桁下用地を港湾緑地として活用することを検討している。また、効率的な管理・運営に向け、民間活力の導入も検討している。
- なお、桁下用地についても水江町線の供用後、活用を開始する予定としている。

2. 事業概要

- 整備箇所：川崎港 東扇島～水江町
- 整備施設：臨港道路 延長3.0kmの桁下(運河・擁壁部等は除く)
- 桁下概要
 - 共通の特徴：水江町線の眺望や工場夜景、近隣に住宅地がない
 - 既存の緑地・緑道に隣接、水江町線のEV棟が整備予定
 - 東扇島側：桁下用地約10,000㎡、緑道約2,700㎡
 - 国道357号に隣接し、首都高出口に近い
 - 水江町側：桁下用地約6,000㎡、緑地約6,700㎡
 - 大型船が航行する運河沿いの水際線



臨港道路東扇島水江町線桁下の活用について



3. 事業者意見交換結果

※R6.7実施

- ・使用許可やみなと緑地PPPが自由度が高く、活用しやすい
- ・店舗建物や施設は10年以下では採算が厳しい
- ・1～2年程度の社会実験後に本格実施が理想的
- ・他業者とマッチング・コラボレーションできる仕組みが必要
- ・アクセス面から、人が来る目的は必要であるが、イベントでの集客は可能
- ・人が少ない場所であり、賑わいでの収益確保は難しい印象。
- ・事業継続が保証される仕組みが必要

(活用アイデア・水江町側)

- ・釣り場、スポーツ施設、キッチンカー、人工海浜、教育施設

(活用アイデア・東扇島側)

- ・コンビニ、スポーツ施設、レスト機能、倉庫等、キッチンカー

活用アイデア イメージ写真

釣り施設(東扇島西公園)



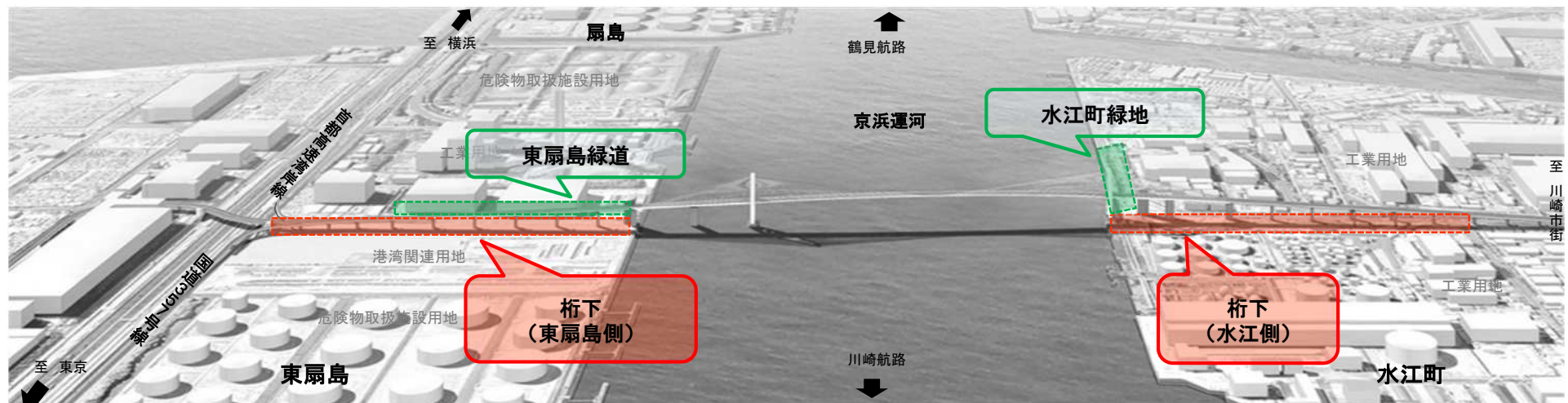
フットサル場(練馬区HP)



コンビニ



キッチンカー



港湾計画の軽易な変更説明資料(水江町地区・東扇島地区)



◆ 港湾環境整備施設計画及び土地利用計画の変更【水江町・東扇島地区】

1 変更の必要性

- 臨港道路東扇島水江町線については橋梁形式であり、桁下用地の活用が可能
- 新たな賑わい空間の創出のため、桁下用地については緑地としての活用を図る
- なお、緑地の利活用にあたっては民間活力の導入を想定している
⇒ **港湾環境整備施設計画の変更**
- 構造形式を特定する場合、地表面での土地利用を定める
⇒ **土地利用計画の変更**

2 変更理由

- 臨港道路東扇島水江町線の桁下空間を活用し、市民等が海に親しむことができる魅力ある親水空間の創出を図るとともに、港湾労働者等の休憩の場所を提供するため、水江町地区及び東扇島地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

3 変更内容

(1) 港湾環境整備施設計画

地区名	施設名	変更前	変更後
水江町地区	緑地	1ha (0.6ha)	1ha (1.4ha)
東扇島地区	緑地	32ha (32.4ha)	34ha (33.5ha)

※ () 内は港湾計画図・港湾計画資料上の数字

(2) 土地利用計画

地区名	区分	変更前	変更後
水江町地区	交通機能用地	4ha (3.9ha)	3ha (3.1ha)
	緑地	1ha (0.6ha)	1ha (1.4ha)
東扇島地区	交通機能用地	57ha (57.3ha)	56ha (56.2ha)
	緑地	32ha (32.4ha)	34ha (33.5ha)

※ () 内は港湾計画図・港湾計画資料上の数字

4 港湾計画図



交通機能用地 3.9ha (臨港道路)

交通機能用地 3.1ha (臨港道路)
緑地 0.8ha (水江町緑地の一部)



交通機能用地 1.8ha (臨港道路)
緑地 0.3ha

交通機能用地 0.7ha (臨港道路)
緑地 1.4ha

5 事業スケジュール

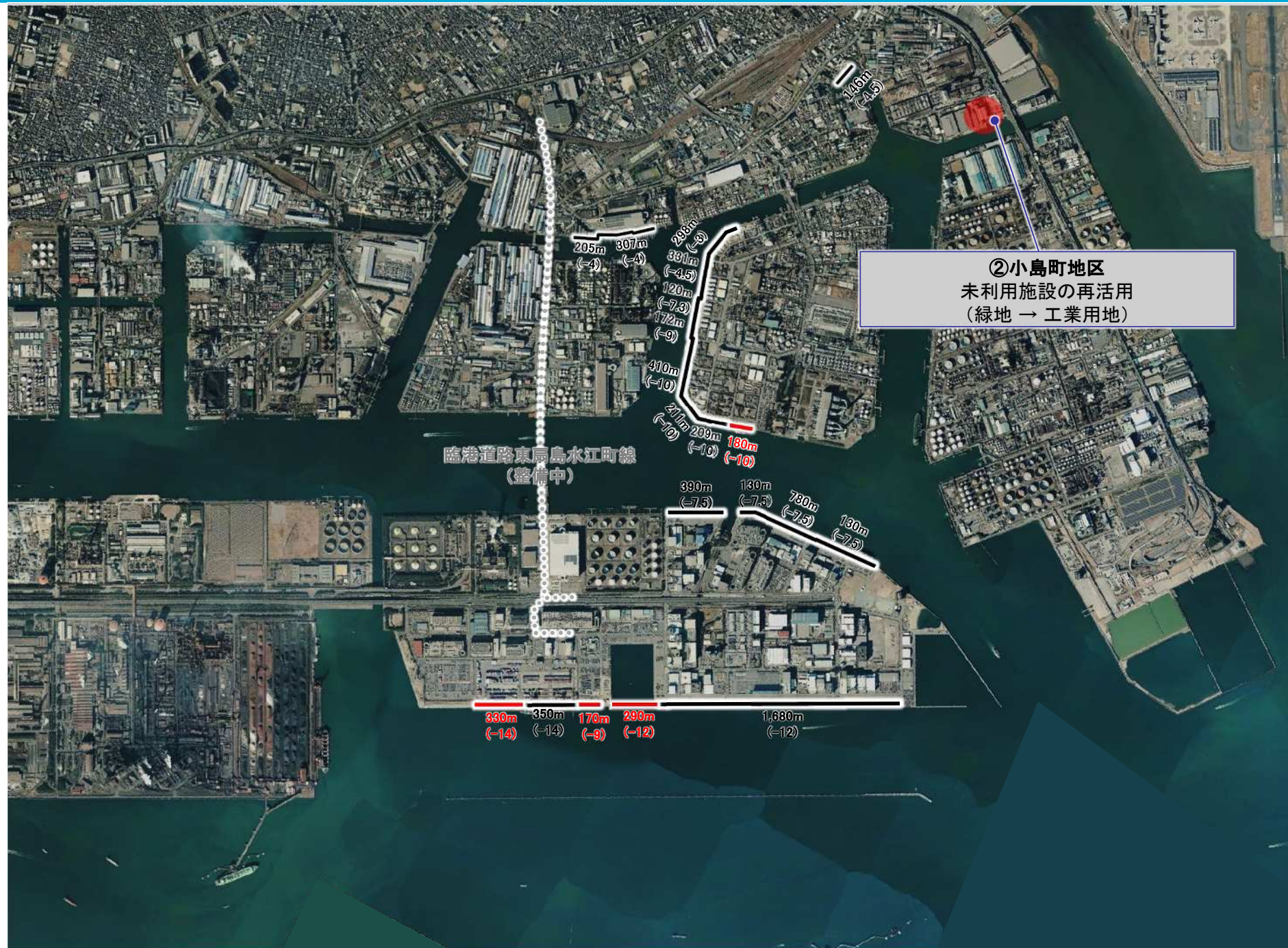
表. 事業スケジュール(想定)

	R6d	R7d	R8d	R9d	R10d以降
基本検討					
港湾審議会		▼10月28日			
緑地設計					
緑地整備					
民間活力導入			導入検討		

※港湾計画における緑地面積等の記載方法について

◇港湾計画書では1ha単位に四捨五入、計画図では0.1ha単位に四捨五入して記載

◇港湾計画書では地区全体の緑地面積を記載



港湾計画の軽易な変更説明資料(小島町地区)



◆ 港湾環境整備施設計画及び土地利用計画の変更【小島町地区】

1 変更の必要性

- 施設老朽化に伴い物揚場を廃止後(H26.11)、跡地利用として緑地に位置付け(H28.10)
- 施設の老朽化が著しく、緑地整備が進まず未利用な状況
- 周辺に工場が立ち並ぶ当該地においては、工場用地に付随する土地需要(駐車場等)が高まっている
- 土地需要に対応するとともに、未利用施設を再活用するため、緑地から工業用地へ変更が必要

⇒ 港湾環境整備施設計画および土地利用計画の変更



写真. 現況写真

2 変更理由

工場用地に付随する土地需要に対応するとともに、未利用施設を再活用するため港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

3 変更内容

(1) 港湾環境整備施設計画

地区名	施設名	変更前	変更後
小島町	緑地	1ha (0.5ha)	0ha (0.0ha)

※ () 内は港湾計画図・港湾計画資料上の数字

(2) 土地利用計画

地区名	区分	変更前	変更後
小島町	緑地	1ha (0.5ha)	0ha (0.0ha)
	工業用地	53ha (53.2ha)	54ha (53.7ha)

※ () 内は港湾計画図・港湾計画資料上の数字

4 港湾計画図



5 事業スケジュール

表. 事業スケジュール(想定)

	R6d	R7d	R8d	R9d
需要調査等				
港湾審議会			▼10月28日	
土地活用に向けた手続き				

※港湾計画における緑地面積等の記載方法について
◇港湾計画書では1ha単位に四捨五入、計画図では0.1ha単位に四捨五入して記載

川崎港港湾計画書(案)

－ 軽易な変更 －

令和 7 年 1 0 月

川崎港港湾管理者

川 崎 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

・令和 6 年 1 0 月 川崎港港湾審議会

・令和 6 年 1 1 月 交通政策審議会第 9 4 回港湾分科会

の議を経た川崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

- 1 臨港道路東扇島水江町線の桁下空間を活用し、市民等が海に親しむことができる魅力ある親水空間の創出を図るとともに、港湾労働者等の休憩の場所を提供するため、水江町地区及び東扇島地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 工場用地に付随する土地需要に対応するとともに、未利用施設を再活用するため、小島町地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、以下のとおり計画を変更する。

- (1) 臨港道路東扇島水江町線の桁下空間の活用を図り、市民等が海に親しむことができる魅力ある親水空間の創出を図るとともに、港湾利用者等の休息の場所を提供するため、次のとおり計画を変更する。

水江町地区	緑地	1 h a	〔既定計画の変更計画〕
東扇島地区	緑地	3 4 h a	〔既設の変更計画〕
既定計画			
水江町地区	緑地	1 h a	〔既定計画〕
既設			
東扇島地区	緑地	3 2 h a	〔既設〕

- (2) 工場用地に付随する土地需要に対応するとともに、未利用施設を再活用するため、以下の計画を削除する。

既定計画			
小島町地区	緑地	1 h a	〔既定計画〕

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

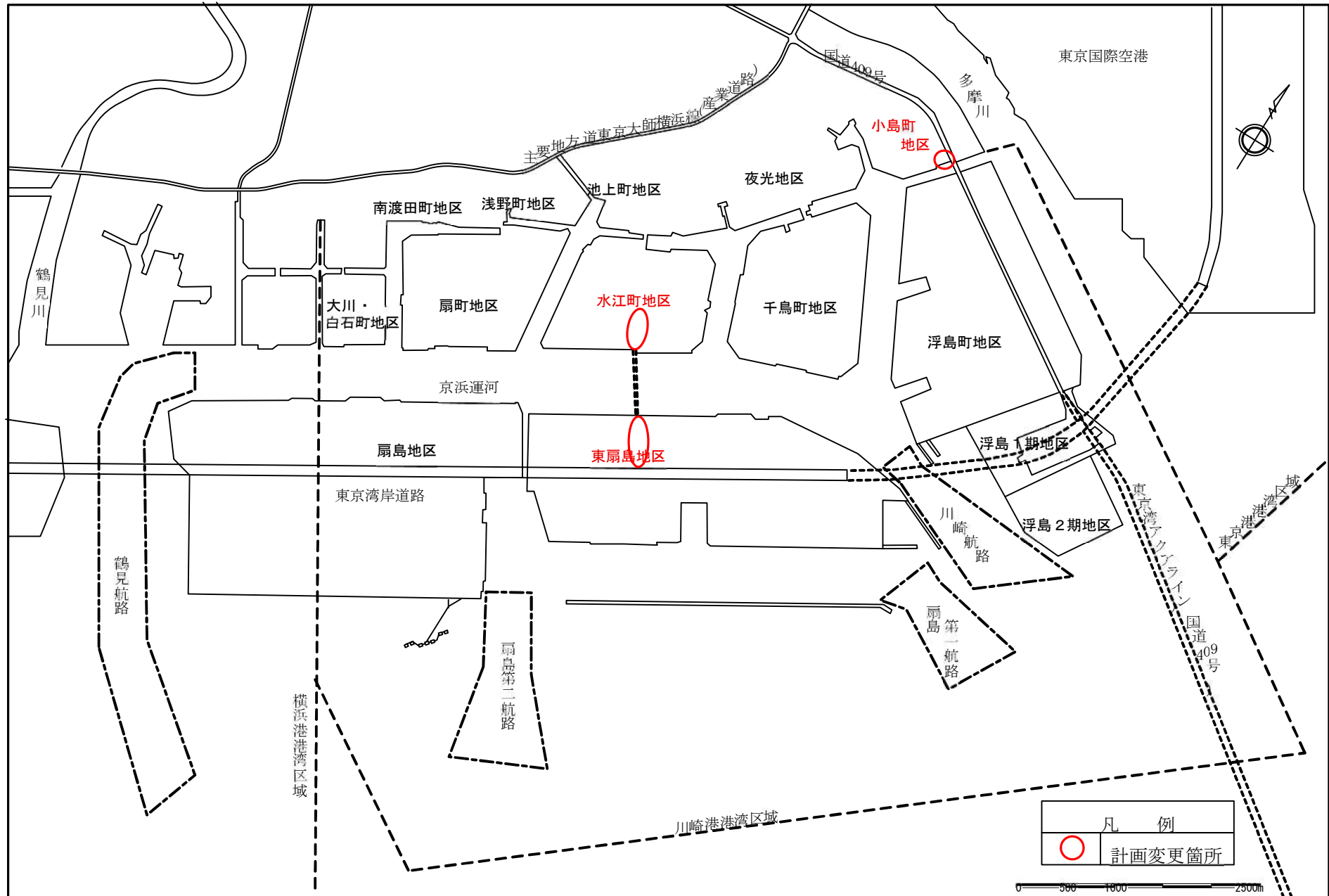
市民等が海に親しむことができる魅力ある親水空間の創出を図るとともに、港湾利用者等の休息の場所を提供するため、また、工場用地に付随する土地需要に対応するとともに、未利用施設を再活用するため土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：h a

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
水江町			(153) 153		(3) 3	(11) 11	(1) 1	(168) 168
小島町			(54) 54	1	1			(54) 55
東扇島	(76) 76	(212) 212	(23) 23		(26) 56	(58) 58	(34) 34	(428) 459

注1：（ ）は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

川崎港港湾計画位置図



川崎港港湾計画図（水江町地区・東扇島地区）



この地図は、川崎市の承認を得て同市発行の都市計画基本図を複製したものです。承認番号（川崎市指令ま計第69号）

川崎港港湾計画図（小島町地区）



この地図は、川崎市の承認を得て同市発行の都市計画基本図を複製したものです。承認番号（川崎市指令ま計第69号）

川崎港港湾計画資料(案)

－ 軽易な変更 －

令和 7 年 1 0 月

川崎港港湾管理者

川 崎 市

目 次

1 変更理由	1
2 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	2
2-1 港湾環境整備施設計画	2
3 土地利用計画に関する資料	5
3-1 土地利用計画	5
4 環境の保全に関する資料	7
4-1 環境への影響と評価	7
5 その他の資料	8
5-1 地方港湾審議会委員名簿	8

1 変更理由

- 1 臨港道路東扇島水江町線の桁下空間を活用し、市民等が海に親しむことができる魅力ある親水空間の創出を図るとともに、港湾労働者等の休憩の場所を提供するため、水江町地区及び東扇島地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 工場用地に付随する土地需要に対応するとともに、未利用施設を再活用するため、小島町地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

2 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

2-1 港湾環境整備施設計画

(1) 緑地の現況

緑地の面積等の現況は、次のとおりである。

表2-1-1 緑地の現況

地区名	名称	規模	状況	主要な用途
大川・白石町	①白石町緑地	0.2ha	既設	緩衝緑地
	②大川町緑地	1.5ha	既設	緩衝緑地
夜光	③塩浜緑地	0.2ha	既定計画	親水緑地
小島町	④末広緑地	0.5ha	既定計画	親水緑地
千島町	⑤ちどり公園	5.3ha (うち 3.9ha 既設)	既定計画	休息緑地
水江町	⑥水江町親水緑地	0.6ha	既定計画	親水緑地
浮島町	⑦浮島町公園	2.3ha	既設	その他緑地
東扇島	⑧東扇島北公園	1.7ha	既設	休息緑地
	⑨東扇島換気所周辺緑地	1.2ha	既設	休息緑地
	⑩東扇島中公園	2.8ha	既設	休息緑地
	⑪東扇島緑道	4.3ha	既設	休息・修景緑地
	⑫東扇島西公園	6.6ha	既設	休息・修景緑地
	⑬東扇島東公園	15.8ha	既設	シンボル緑地
浮島1期	⑭浮島海浜緑地	50.5ha	既定計画	レクリエーション緑地
合計		93.5ha		

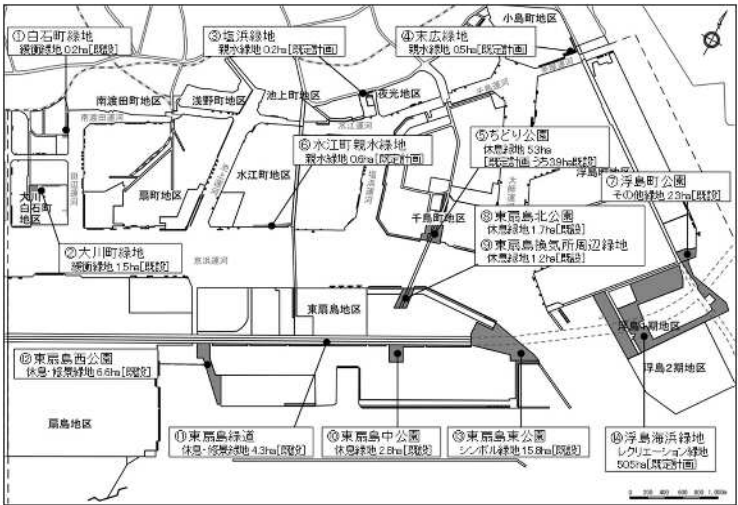


図2-1-1 緑地の現況位置図

(2) 緑地計画の必要性

臨港道路東扇島水江町線の桁下空間の活用を図り、市民等が海に親しむことができる親水空間の創出を図るとともに港湾利用者等の休息の場所を提供するため、水江町地区及び東扇島地区において、緑地を整備する必要がある。

また、工場用地に付随する土地需要に対応するとともに、未利用施設の再活用を図るため、小島町地区において、緑地計画を変更する必要がある。

(3) 緑地の規模及び配置

緑地の規模及び配置は次のとおりである。

表2-3-1 今回計画する緑地の規模及び配置

地区名	施設名称	規模	主要な用途	状況	規模及び配置の考え方
水江町	水江町親水緑地	1.4ha	親水緑地	既定計画の変更計画	交通機能用地（桁下空間）の中で緑地への転換が可能な規模及び配置とする。
小島町	末広緑地	0.5ha	親水緑地	削除	-
東扇島	東扇島桁下緑地	1.4ha	休憩緑地	既設の変更計画	交通機能用地（桁下空間）の中で緑地への転換が可能な規模及び配置とする。
	東扇島緑道	4.0ha	休憩・修景緑地	既設	東扇島桁下緑地を東扇島緑道から分割する。

今回計画

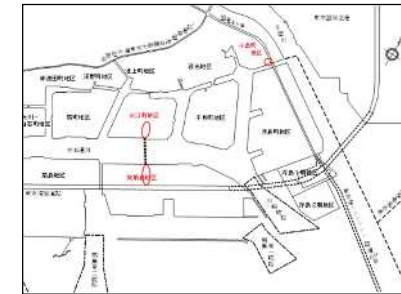


図2-3-1 今回計画する緑地の位置図（水江町地区・東扇島地区・小島町地区）

3 土地利用計画

3-1 土地利用計画

(1) 土地造成に係らない土地利用計画

土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更の理由は次のとおりである。

表3-1-1 土地利用の区分別面積と変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
水江町	交通機能用地	3.9ha	交通機能用地	3.1ha	橋梁の桁下空間を緑地として活用するため
			緑地	0.8ha	
小島町	緑地	0.5ha	工業用地	0.5ha	土地需要の変化に対応するため
東扇島	交通機能用地	1.2ha	緑地	1.2ha	橋梁の桁下空間を緑地として活用するため
	緑地	0.1ha	交通機能用地	0.1ha	

(2) 土地利用計画

変更後及び変更前の土地利用計画は次のとおりである。

表3-2-2 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	公共 用地	合計
水江町			(153.0) 153.0		(3.1) 3.1	(10.6) 10.6	(1.4) 1.4		(168.1) 168.1
小島町			(53.7) 53.7	0.8	0.5				(53.7) 55.0
東扇島	(76.0) 76.0	(212.2) 212.2	(23.4) 23.4		(25.2) 56.2	(58.1) 58.1	(33.5) 33.5		(428.4) 459.4

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

表3-2-3 変更前の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	公共 用地	合計
水江町			(153.0) 153.0		(3.9) 3.9	(10.6) 10.6	(0.6) 0.6		(168.1) 168.1
小島町			(53.2) 53.2	0.8	0.5		(0.5) 0.5		(53.7) 55.0
東扇島	(76.0) 76.0	(212.2) 212.2	(23.4) 23.4		(26.3) 57.3	(58.1) 58.1	(32.4) 32.4		(428.4) 459.4

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

4 環境の保全に関する資料

4-1 環境への影響と評価

今回計画は、緑地の既定計画の変更であり、大規模な環境負荷は想定されないことから、環境への影響は軽微であると考えられる。

なお、本計画の実施にあたっては、環境に与える影響を軽減するよう、工法・工期等について検討を行うとともに、十分な監視体制のもとに慎重に行うものとする。

5 その他の資料

5-1 地方港湾審議会委員名簿

表5-1-1 川崎港港湾審議会委員名簿

令和7年8月25日現在
(敬称略 氏名順不同)

区 分	氏 名	摘 要
学識経験者	梅 山 和 成	一般財団法人 日本気象協会参与
	押 田 佳 子	日本大学理工学部准教授
	河 端 瑞 貴	慶応義塾大学経済学部教授
	渡 部 大 輔	東京海洋大学海洋工学部教授
港湾関係者	窪 田 雅 己	川崎商工会議所副会頭
	大 根 潔	公益社団法人 東京湾海難防止協会専務理事
	黒 田 富 治	東京湾水先区水先人会会長
	日 高 努	一般社団法人 日本船主協会
	西 修 一	川崎港運協会会長
	三 田 久	川崎港湾荷役協会会長
	中 山 好 孝	川崎港湾労働組合協議会議長
	高 宮 成 昭	全日本海員組合関東地方支部長
	一 柳 武 司	千鳥町港湾労働団体代表
市議会議員	加 藤 孝 明	自由民主党
	高 橋 美 里	みらい
	平 山 浩 二	公明党
	石 川 建 二	日本共産党
	岩 田 英 高	あしたの川崎・日本維新の会
国の地方行政 機 関 の 職 員	森 信 哉	国土交通省関東地方整備局副局長
	藤 田 礼 子	国土交通省関東運輸局長
	松 川 勝 紀	海上保安庁横浜海上保安部長・京浜港長
	内 野 洋次郎	財務省横浜税関長
	黒 飛 敏	厚生労働省東京検疫所川崎検疫所支所長
	寺 岡 潤	厚生労働省神奈川労働局職業安定部長
関係地方公共 団 体 の 職 員	竹 内 章 裕	神奈川県県土整備局河川下水道部長
	加 藤 雅 道	神奈川県警察本部交通部長
市 職 員	中 山 健 一	環境局長
	宮 崎 伸 哉	まちづくり局長
	玉 井 一 彦	臨海部国際戦略本部長